

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

1. 策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条において、都道府県及び市町村に対して、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体実行計画を策定するよう義務付けられています。同条第 4 項において、市町村で策定するよう求められている市民・事業者等を含む白石市内全体の温室効果ガスの削減の取り組みについての計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））について、令和 6 年度、令和 7 年度に策定する予定です。

2. 「区域施策編」で定める事項

構成例（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルより）

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	・区域施策編策定の背景・意義・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）・計画期間・推進体制
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	・区域の温室効果ガス排出状況
③計画全体の目標	・区域施策編の目標
④温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	・区域の各主体に期待される対策・地方公共団体が実施する施策（再生可能エネルギー利用促進等の施策）・施策の実施に関する目標
⑤地域脱炭素化促進事業に関する内容	・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）
⑥区域施策編の実施及び進捗管理	・区域施策編の実施及び進捗管理

3. 今後の進め方

- ・市民・事業者の地球温暖化対策や再生可能エネルギー導入に関する意識・意向や取組状況を把握し、削減に向けた取組に反映するためアンケート調査や事業者へのヒアリングを実施予定。
- ・令和 6 年度、令和 7 年度に審議会を開催し意見を伺います。